

保 護 者 様

令 和 2 年 5 月 6 日

神 埼 市 教 育 委 員 会
教 育 長 末 次 利 明
神 埼 市 立 千 代 田 東 部 小 学 校
校 長 五 反 田 康 子

神埼市内小中学校における学校再開について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本市の教育行政ならびに本校の教育活動に関して、御理解と御協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

さて、本市では、5月10日（日）まで臨時休校を延長しております。その間、各家庭において感染予防に向けた様々な取り組みを行っていただいていることと思います。そのような中、5月5日（祝）に県から学校再開の方針が示されました。そこで、県内の他市町教育委員会と神埼市教育委員会、学校で協議を行いました結果、下記のとおりに決定いたしました。保護者の皆様におかれましては、御理解いただきますようお願いいたします。

記

1. 5月11日（月）からの対応について

- 5月11日（月）を登校日とします。（午前中のみ、給食なし、部活動なし）
 - 5月12日（火）、13日（水）は臨時休校とします。
 - 5月14日（木）から学校を再開します。（給食あり、部活動あり）
 - 1学期を、7月31日（金）までとします。（給食あり）
- ※ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によって休校の期間が延長となることがあります。

2. 臨時休校期間中（5月12日、13日）における過ごし方について

- 臨時休校の延長は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置であるという趣旨を、ご家庭でもお子様に伝えてください。
- 原則、家庭や親類等での見守りをお願いします。ただし、家庭や親類等での見守りが難しい場合は、小学校では今までと同様に、学校開放を行いますので、そちらを利用下さい。

3. 登校に際してのお願い

- 学校再開に伴い、新型コロナウイルス感染予防の取り組みとして、家庭においても次のことを徹底してください。
 - ・ 登校前に必ず検温し、お子様の体調の把握に努めてください。
 - ・ 発熱の症状が出ている場合は、登校を見合わせてください。
 - ・ 必ずマスクを着用し、登校させてください。
 - ・ 手洗いやうがい、消毒液による手指消毒を徹底してください。
- 保護者が、感染予防のため子どもを登校させない場合は、欠席扱いとなりません。

4. 社会体育について

- 学校再開に合わせ、社会体育も再開します。ただし、当面最小限の活動に留めます。
- 練習時間などについては、後ほど代表の方に、個別に連絡させていただきます。